

介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）所の新規指定について

【介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）所の新規指定について】

介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）所を新たに指定する予定ですので、介護保険法第７８条の２第７項の規定に基づき意見を求めます。

１．届出法人

申請法人	株式会社ぬくもり
主たる事務所の所在地	山形県米沢市松が岬２丁目６番１６号
代表者氏名	代表取締役 矢木 俊平

２．概要

サービスの種類	訪問型サービス
事業所名	ぬくもり訪問介護事業所
設置予定場所	山形県米沢市松が岬２丁目６番１６号
申請日	令和６年８月２６日
事業開始（希望）日	令和６年１１月１５日
書類審査・現地確認	指定申請に係る必要書類の提出を受け、内容を確認。 設備基準は、すでに訪問介護事業を運営しているため、省略。

３．計画との整合性

サービス基盤	第９期介護保険事業計画においては、「訪問介護は高齢者の在宅介護を支えていく上で必要性の高いサービスであることから、事業所及び関係者等の意見を踏まえた対応を検討していく」としていた。 本市においては、訪問介護は高齢者の在宅介護を支えていく上で必要性の高いサービスであり、訪問ヘルパーの確保も重要であることから、当該事業所の設置は必要であると考えられる。
申請法人の適正	欠格事由に該当なし。